

# 平成 29 年度企業誘致戦略強化事業「情報収集強化業務」 事業者募集要領

## 1. 目的・概要

神戸市（以下、「本市」）では、平成 17 年 4 月に「神戸エンタープライズ プロモーション ビューロー」を設立し、市が所有する主要な産業団地（神戸テクノ・ロジスティックパーク、ポートアイランド第 2 期、神戸空港島等）や都心エリアへのオフィス等の企業誘致に積極的に取り組んでいるところである。

市場のグローバル化の拡大傾向に伴って、企業の投資行動が国内よりも海外に向かう傾向が顕著である今日、企業誘致の推進のためには、企業の国内設備投資の可能性をできるだけ早期に把握し、本市への投資誘導のための情報発信、関係強化を行っていくことが重要である。

そこで、企業とのネットワークを持ち、企業情報の収集力・分析力に強みのある民間事業者と連携し、国内設備投資の見込まれる企業を抽出、かつ、いち早くアプローチすることで、成功可能性の高い誘致活動を実現していく。

2. 委託期間（予定） 契約締結日～平成 30 年 3 月 31 日まで

3. 予算額（上限） 2,000,000 円（税込）  
契約期間終了後、成果物の検査終了後に精算する。

## 4. 委託業務の内容

委託する業務は、本市が誘致対象とする下記の業種に該当する、若しくはそれら企業が取引をしていると想定される企業等のデータ抽出をする「情報収集強化業務」とする。

### 【本市が誘致対象とする業種】

- ① 医療、航空・宇宙、新エネルギー、IT 等の成長分野の関連企業。特に、神戸ならではの優位性を生かせる企業（医療関連企業、シミュレーションの活用が期待される企業、研究開発部門を有する企業）
- ② 比較的投資が堅調な食品、コンビニ関連等の内需関連企業
- ③ 西日本での事業拡大や物流効率化のニーズを有する物流関連企業
- ④ 移転ニーズを抱える企業。東日本大震災以降の事業拠点の分散化や臨海部からの移転、住工混在地域に立地している企業。
- ⑤ オフィスの新設・開設や移転等を検討している企業 等

### 業務内容

(1) 本市が誘致対象とする企業の業界動向を踏まえた上で、決算予想、独自アンケート調査等の独自分析等を考慮し、今後新規で国内投資が見込まれる可能性の高い誘致ターゲット企業のリストアップ

#### 【概要】

- ① 決算予想、独自アンケート調査等の独自分析等に基づいた企業群の選定

↓

②本市が誘致対象とする業種に絞り込んだ誘致ターゲット企業群等の抽出



③条件指定による誘致ターゲット企業のリストアップ（約 4,000 社）



④専門調査員による直接的な企業ヒアリング結果を基に、さらに確度の高いターゲット企業を絞り込み抽出（約 500 社）

提案事業者自らのネットワーク、経験、調査結果などに基づき、本市が誘致対象とする業種の中から、本市への投資可能性が高いと考えられる誘致ターゲット企業をリストアップする。リストアップについては以下の条件を満たすものとする。

- ア 抽出した企業群の中から、誘致ターゲット企業の絞り込みを行うにあたり、様々な条件指定が可能なこととし、どのような条件指定が可能かは各事業者において提案を行うこと。
- イ 提案事業者の分析において、本市への投資可能性が見込まれること。
- ウ 抽出データの出所を明確にできること。

上記アからウによって企業群の抽出及び誘致ターゲット企業のリストアップを行うものとし、最終の絞り込み後のリストアップ企業数は概ね 500 社程度を想定するものとする。

以上、具体的な企業の選定及び企業の抽出方法や絞り込みなどについては、本市担当職員と十分協議するものとする。

#### 成果物

- (1) 業務完了報告書（様式 1 号のとおりとし、Microsoft Word 又は Excel で作成すること）
- (2) リストアップ企業（500 社）の一覧表
  - ※業務実施完了報告書については、委託期間終了後速やかに提出すること。
  - ただし、リストアップ企業の一覧表は本市職員と協議の上、適宜提出すること。
  - ※委託期間途中において、業務内容の状況報告を求めることがあるので留意すること。

#### 5. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法などによる手続きをしている団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体でないこと。
- (5) 本市から指名停止措置を受けている団体でないこと。
- (6) 神戸の産業団地の計画コンセプトに賛同し、これを推進しようとする意欲があること。

#### 6. 応募書類

- (1) 参加申込書（様式 2 号）：1 部

- (2) 企画提案書（様式は任意だが、A4 サイズとする）：8 部（併せてCD-ROM等にて電子媒体）
- (3) 団体等の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット、直近の決算報告書など）：8 部
- (4) 事業費見積書：1 部原本、8 部印刷

## 7. 企画提案書の記載事項

提案参加事業者の強み（ネットワーク、情報収集力、情報分析力など）をどう活かしていくのかを明示しながら、下記の項目を必ず盛り込み作成すること。

- (1) 業務を実施するための具体的な手法（事業者が強みを有する業種の選定、ネットワークの利用や独自調査の方法等）
- (2) 決算予想、独自アンケート調査等の独自分析等を考慮した誘致ターゲット企業群の抽出方法
- (3) 誘致ターゲット企業の絞込みを行うにあたって、どのような条件指定が可能であるか
- (4) 抽出データの出所
- (5) 過去の同種業務の実績
- (6) 事業実施スケジュール
- (7) 事業実施体制
- (8) 事業費

※直接経費、一般管理費、消費税を項目ごとに積算すること。また、単価を示せるものは示すこと。

※直接経費は出来るだけ、業務実施のプロセスごとに積算すること。また、人件費と物件費を明確に区別すること。

※事業実施に必要な交通費、宿泊費は直接経費の中に見込んで記載すること。（実費精算は行わない。）

## 8. 応募手続き

提出期限までに、「6. 応募書類」を下記へ郵送または持参すること。

**提出期限** 平成 29 年 4 月 21 日（金） 17:00 必着

### 【応募書類提出先・問い合わせ先】

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（神戸市役所 1 号館 23 階）

神戸市企画調整局 医療・新産業本部 企業誘致部 企業立地課 営業開発 G（担当：石川・大山）

TEL：078-322-5329 FAX：078-322-6072

E-mail：masumi\_oyama@office.city.kobe.lg.jp

## 9. 選考方法

### (1) 審査方法

企画提案書に基づく審査により、応募者の受託適性、提案内容及び事業費などを総合的に勘案し、評価を行う。また、以下の日程にてプレゼンテーションを実施する予定のため、準備すること。

**プレゼンテーション実施日時・場所（予定）**

日時：平成 29 年 4 月中（詳細は提案書受付後、連絡）

場所：神戸市役所 1 号館 23 階 会議室

(2) 評価方法

企画提案書に基づき、下記の観点から評価を行う。

A：応募者の受託適性・過去の実績

B：提案内容の企業誘致への貢献（企業誘致に実際に資する提案内容になっているか）

C：提案内容の魅力・独創性

D：提案内容の実現可能性（実際に実現可能な提案内容になっているか）

E：事業費

(3) 選考結果の通知

選考結果が決定次第、企画提案書の提出者全員に対して、文書で通知する。評価の結果は採用可否のみの通知とし、その他の評価・審査の内容については通知しない。

(4) その他

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした者
- ・提出書類に必要事項の記載のなかった者
- ・提出期限内に所定の書類を提出しなかった者
- ・「5. 応募資格」を満たしていない者

10. その他

- ・ 提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。
- ・ 応募者からの提出物は、返却しない。
- ・ 評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び提案評価委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けない。
- ・ 本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有する。
- ・ 上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- ・ 受託候補者を選定した後、本市との協議により提案業務内容を精査し、その後、委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。（委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。）
- ・ 実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとする。
- ・ 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。